

令和6年7月29日

北海道中央バス株式会社の乗合バス上限運賃変更認可について

北海道運輸局は、令和6年7月29日付けで、北海道中央バス株式会社（北海道小樽市）から申請のあった乗合バス上限運賃の変更について認可しましたので、お知らせいたします。

1. 事業者名

北海道中央バス株式会社（小樽市色内1丁目8番6号）

代表取締役社長 二階堂 恭仁

2. 対象路線

一般乗合バス路線

3. 運賃額

現行の上限運賃	認可した上限運賃 注1	(R6.12.1～)実施運賃 注2
対キロ区間制運賃 初乗運賃 200円	初乗運賃 300円	初乗運賃 240円

注1) 上限運賃の変更認可申請について、事業者の申請通りに認可した上限運賃

(※対キロ区間制運賃：初乗運賃 300円、基準賃率 52.80円、平均改定率：50%)

注2) 認可を受けた上限運賃額の範囲内で、実際に旅客から収受する運賃額

(主要区間の実施運賃)

バス事業者のホームページをご参照ください。

https://www.chuo-bus.co.jp/-/main_info/2104.html

4. 実施予定日

令和6年12月1日（日）

【問い合わせ先】

自動車交通部 旅客第一課 佐伯、矢木

TEL：011-290-2741